

財務を強くする！

最近強化されている中小企業会計基準は財務会計です。今までの税務会計ではありません。これは何を意味するのかを一緒に考えてみましょう。

財務が強い企業は、M&Aなどでチャンスを掴む可能性が強まります。財務が強い企業とは、純資産比率(自己資本比率)が高い企業をいいます。利益を出し、税金を支払うことで、内部留保が増え、純資産の増加が可能になります。したがって、税金を支払うことで高い比率を達成できるのです。

特に今回の安倍内閣は納税への反応度が高く、納税するかどうかは融資基準などに影響してきます。現在納税している企業は全体の30%の70万社といわれています。70%の170万社は納税していません。納税しないで社会的インフラを使う、つまり社会に貢献していないという考え方です。CSR(企業の社会的責任)を達成しない企業をどのように納税させるのか？そこが国の大きな判断の分かれ目になるようです。

今、動きがあるのは融資基準の大幅な強化です。経常利益を出さず、納税していない企業に対して金融機関が融資金利を上げてくるといわれています。特に来年の4月から融資基準が強化され、利率が上げられると考えられます。当然、利益が出なくて金利が高くなると赤字に陥ります。さて、経営者が廃業を決意するのか？それとも、売却を考えるのか？追い込まれる企業が増えそうです。

財務をもう一度確認しましょう。財務は純資産比率が高いかどうかです。高ければ融資にも有利になり、実際、先日、0.3%~0.5%という借入金利を耳にしました。当然、その企業の財務力はさらに高まります。

また、保険も財務力強化には重要です。経常利益が出て、純資産比率が高ければ、保険に100%依存せずに済みます。それは、保険料が下がるということを意味します。経常利益が出て、純資産比率が上がると、すべてに上手く機能します。

今回の会計基準は財務会計、納税を促す会計です。今までのように、税金を払いたくない、節税などといっていると、足元をすくわれる可能性があります。

節税の問題点は、お金が必要だということです。100のお金を使って節税しても20%分しか恩恵はありません。したがって、80%分のお金は流出してしまいます。結局、運転資金を無駄に使って、借入額を増やしているというケースをよく見かけます。

節税で多く使われるものに保険がありますが、保険に加入するために借入をするという方法には疑問があります。保険は毎月、毎年の資金から払い出してください。目的が決まっています、それに対して積み立てる、これならば問題ありません。しかし、運転資金を減少させる行為であるならば自制が必要です。

この会計基準は国際会計基準をベースとした、財務会計であること、また、これが今後の会計基準の標準となることを理解しましょう。

税金は、経常利益率1%の企業からすれば、売り上げに対して0.4%の影響です。しかし、財務は売り上げの100%が影響します。したがって、経営全体から向き合う必要があります。この会計を通して、経営全体、売り上げ、純資産からの経営分析ができるようになります。

シニアリスクコンサルタント® 浦嶋繁樹



2014年もどうぞよろしく
お願い申し上げます



時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自ずと時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

食品虚偽表示、法的責任は 返金でも賠償請求の恐れ

食品の虚偽表示問題で、企業はどのような法的責任を問われる可能性があるのか。景品表示法では誤認される表示を不当表示として禁じている。だましてもうけようとの意思があれば、刑法の詐欺に問われることもある。景表法違反の場合、再発防止策を作らせ、誤った表示を繰り返させないようにする措置命令が出るなど、行政処分の対象になる。現行法は課徴金による制裁は設けていないが、必要との意見もある。

メニュー表示と実際の内容が異なるので、企業が売買契約で負う債務を十分に履行していないことになり、民法の規定では、消費者はきちんと履行するよう要求できる。事実を知っていれば買わなかったとすると、消費者から返金を求められるケースも考えられる。もし事実と違う表示で損害が生じれば賠償請求もありうる。

会社法上、取締役らが不祥事を知っていたにもかかわらず放置したり、知った後で必要な対応をとらなかつたりしたことで損害を拡大させれば、善管注意義務違反で株主から代表訴訟を起こされるなど経営責任を追究されることがある。また、虚偽表示などの不正を防ぐ仕組みを整えていなかったとして、内部統制構築義務違反に問われる可能性も考えられる。

中小 再挑戦しやすく 私的整理時 私財一部残す

政府は、業績が悪化した中小企業の経営者が転業したり再び起業したりしやすくするため、早期に会社清算や再建に取り組める仕組みを作る。

新指針の柱となるのが、会社の借金を経営者本人が肩代わりする「経営者保証制度」の抜本的な見直しだ。担保となる不動産を持たない中小企業が金融機関からお金を借りるための手段として普及しており、約8割の中小企業が同保証をしている。資金繰りに行き詰まれば、経営者が私財を売り払って弁済する。そのため早期に私的整理などに踏み切れば再生する可能性のある中小企業が、経営者個人の財産没収を恐れて踏み切れず、財務内容がさらに傷んで倒産するという弊害があった。

新指針では経営者の手元に一定の生活費として99万～460万円程度の範囲で現金を残すことを認める。自宅も「華美でない」場合は残す。経営者責任については、私的整理になったという理由だけで一律に経営者の交代を求めないよう配慮する。

新指針は、再起業などを目指す意欲ある経営者を支援する一方、存続が厳しい中小の精算や廃業を促す側面もある。

クレーム対応 最前線の技 共感示し復唱 謝罪は素早く 時には毅然と要求拒否

クレーム対応の最前線に立っているビジネスパーソンによると、クレーム対処法のポイントは、「共感を示す」「謝罪する」「毅然とした態度を示す」。相手の心情を見極めながら根気良く話を聞くとともに、相手の話を復唱する(共感)。どこに不満を持っているのかを特定しながら素早く対処する。知ったかぶりはしない(謝罪)。実際には起こりえない事象であることを論理的に説明し、要求には応えない(毅然)。

「消費者は心で動く」。リスクコンサルティング会社、日本アルマックの浦嶋繁樹社長はクレーム対処に当たっての心構えをこう話す。「嘘をつかれた」「裏切られた」と思わせて相手の心を傷つけてしまうとこじれるからだ。ポイントは「スピード」「スケール(一定規模の人員やコスト)」「セブラル(複数年にわたるケア)」の3Sだという。

本コーナーは、(株)日本アルマック/日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会共催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したもので、日経新聞の記事によるものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

<発行>

日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

(株)日本アルマック内

TEL:03-5297-1242 FAX:03-5297-1244

URL:http://www.almac.co.jp

<製作>

株式会社日本アルマック

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

TEL:03-5297-1241 FAX:03-5297-1244

URL:http://www.almac.co.jp

※ご意見・ご要望は上記までお寄せください。